

別紙-2 最終処分場の維持管理に関する計画書

(「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」に準ずる)

維持管理項目	命令・条項		措置及び対策方法								
廃棄物の飛散及び流出防止に必要な措置	第一条	2項の一	流出の防止として貯留構造物(土堰堤)を設ける。								
埋立地への立入りを防止するための措置	第一条	2項の五	搬入道路(管理用道路)入口に門扉を、最終処分場用地境界にはネットフェンス(H=1.8)を設置し埋立地への進入を防止する。								
最終処分場であることを表示する立札等の措置	第一条	2項の六	搬入道路(管理用道路)入口に法律に合致した立札(様式第一;幅2.0m×高さ1.0m)を設置する。								
貯留構造物等の維持管理	第一条	2項の七	定期的に点検を実施し異常の有無を確認し、損壊する恐れが認められた場合には速やかに原因をつきとめ修復する。								
遮水工の維持管理	第一条	2項の八	定期的に遮水シート及び固定工の異常の有無を確認し、遮水効果を判定する。問題が生じた場合には速やかに遮水工の修復工事(当最終処分場の平面遮水工で計画)を実施する。								
最終処分場周辺地下水の水質調査について	第一条	2項の九	処分場の下流にモニタリング孔2孔を設け、定期的に地下水の水質調査を実施する。(ph、ECについては常時記録及び監視を実施する。) 処分場の上流にもモニタリング孔を1孔設け、必要に応じて地下水の水質調査を行う。								
埋立地への雨水の流入を防止するための措置	第一条	2項の十 2項の十二	管理用道路沿い並びに埋立地周囲に周辺水路を計画し、極力埋立地外からの雨水の流入を防止する計画とした。また、定期的に点検を実施し、土砂等の堆積が生じた場合は速やかに排除する。								
浸出水処理設備の維持管理	第一条	2項の十一	<p>次表に示す排水基準を設定し、維持管理を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1213 1546 1772 1724"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>排水基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PH</td> <td>5.8~8.6</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>20mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>重金属類</td> <td>総理府令で定める基準値以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、処理設備については定期的に機能検査を実施し、必要に応じて部品の交換、修理等を実施する。 異常が認められた場合には、速やかに必要な措置を講じる。</p>	項目	排水基準	PH	5.8~8.6	SS	20mg/l以下	重金属類	総理府令で定める基準値以下
項目	排水基準										
PH	5.8~8.6										
SS	20mg/l以下										
重金属類	総理府令で定める基準値以下										
埋立処分が終了した埋立地の閉鎖に関する措置	第一条	2項の十四	埋立が完了した後、その表面の厚さに0.5m以上の最終覆土を実施する。								
最終処分場の維持管理の記録の作成・保管	第一条	2項の十五	最終処分場の維持管理に当たって実施した点検・検査等の記録(日報等)は5年間保存する。								
最終処分場の閉鎖に関する措置	第一条	2項の十六	飛散及び流出、及び、地下水の汚染防止等に必要な措置が十分に講じられているかを確認した上で閉鎖する。								